

平成 21 年度 第 1 回 理事会議事録

日 時	平成 21 年 4 月 21 日(火)	
	午後 2 時 00 分より	
場 所	協会 会議室	
理事現在数	15 名	
出 席 者	理事 13 名(※表決委任者 2 名を含む)、監事 2 名	
会 長	(特別会員)	岩井 彦二
副 会 長	(計量計画研究所)	黒川 洸
〃	(市浦ハウジング&プランニング)	佐藤 健正
理 事	(アール・アイ・エー)	村田 秀彦
〃	(都市総合計画)	司波 寛
〃	(オオバ)	白井 芳樹
〃	(アルテップ)	荒川 俊介
〃	(日本測地設計)	西 建吾
〃	(法政大学)	※高橋 賢一
〃	(明星大学)	※木下 瑞夫
〃	(三井不動産)	山下 保博
〃	(大東文化大学)	土井 幸平
専 務 理 事	(都市計画コンサルタント協会)	草山 晃
監 事	(国際開発コンサルタント)	松原 悟朗
〃	(オリエンタルコンサルタント)	松下 義次

《定足数》

定款第 27 条により理事の 2 分の 1 以上の出席があるので本会議は成立する旨専務理事より報告があり、全員了承。

《議事録署名人の選任》

議長により、定款第 30 条の(6)並びに 2 項に基づき、署名人の議事録記載及び選出を本会議にて、白井芳樹理事並びに草山晃専務理事の 2 名を選出し、全員了承。

議 事

1. 入会金並びに会費徴収規定の改定について

専務理事より、改定（案）について下記の通り説明があり、原案通り決定された。

条 文	現 行			改訂案
第 1 条	入会金(正会員)	100,000 円	⇒	10,000 円
第 2 条	会費（正会員）	年 200,000 円		初年度においては 4 月～6 月入会(200,000 円) 7 月～9 月入会(150,000 円) 10 月～12 月入会(100,000 円) 1 月～3 月入会(50,000 円)
	会費（賛助会員）	年 1 口 150,000 円 1 口以上		初年度においては 4 月～6 月入会(1500,000 円) 7 月～9 月入会(112,500 円) 10 月～12 月入会(75,000 円) 1 月～3 月入会(37,500 円)
	(2)は抹消し、第 3 条の 2 に改訂する。			
第 3 条	入会金は入会承認後速やかに納入するものとし、入会金納入により正会員の資格を取得するものとする。			1. 正会員は入会承認後速やかに入会金及び会費を納入するものとし、納入により正会員の資格を取得するものとする。 2. 賛助会員は入会承認後速やかに会費を納入するものとし、納入により賛助会員の資格を取得するものとする。
第 4 条	改 訂 な し			
附 則	この規定は社団法人(社)都市計画コンサルタント協会設立許可の日より施行する。		⇒	この規定は平成 21 年度より施行する。

2. 平成 20 年度事業報告及び決算について

下記の通り、審議の結果全員了承し議決され、来る 5 月 29 日(金)開催予定の平成 21 年度通常総会に諮る事とした。

① 平成 20 年度事業報告(案)について

3 月の運営会議にて報告がなされたが、更に詳細に亘り専務理事より説明があり全員了承。

② 平成 20 年度決算(案)について

専務理事より、平成 20 年度決算について新公益法人会計規準に沿って処理した旨説明があった。去る 4 月 15 日(水)に監事監査を受けた旨報告があった。

③ 平成 20 年度決算監事監査(報告)について

松原監事より、去る 4 月 15 日(水)に行った会計監査について適応に処理され適正であったとの報告があった。

3. 平成 21 年度事業計画及び予算について

① 平成 21 年度事業計画(案)について

② 平成 21 年度予算(案)について

専務理事より、標記平成 21 年度事業計画及び予算について 3 月の運営会議で議論された(案)を基に詳細説明があり、両案件とも審議の結果全員了承。来る 5 月 29 日(金)開催予定の平成 21 年度通常総会に諮る事とした。

4. 平成 21 年度役員改選 (案)について

専務理事より、改定 (案)について説明があり、審議の結果全員了承議決され、来る 5 月 29 日(金)開催予定の平成 21 年度通常総会に諮る事とした。

5. 運営会議運営規則および委員会の設置、運営規則の改定について

専務理事より、改定(案)について説明があり、ほぼ原案通り決定された。

山下理事より、運営委員の資格について質問があり、意見交換の結果、正会員の中から選任することとし、そのことがわかる表現に事務局にて処置することとなった。

【決定】 第2条 運営委員は、理事会において選任し、会長が委嘱する。

↓
第2条 運営委員は、正会員から理事会において選任し、会長が委嘱する。

運営委員及び各委員は6月の理事会において任命することとなり全員了承。

《運営会議》

運営会議の役割と運営委員の選任について(案)

- ① 理事会の意志決定機関としての性格、運営会議のアドバイザー、諮問機関としての性格を明確にするため、従来運営会議の決定事項となっていた委員会副委員長、委員の選任、部会長の選任を理事会の決定事項に変更する。
- ② 従来ワーキンググループ（部会長）を中心に構成していた運営会議のメンバーを、協会活動全般に対する指導・助言を与えるにふさわしい、正会員各社の代表クラスによって構成することとし、新たに人選を行う。また再開発コーディネーター協会、ランドスケープコンサルタンツ協会との連携を考慮する。
- ③ 従来行われていた理事会、運営会議の合同開催を取り止め、運営会議を独自で年2回程度開催し、協会活動全般に幅広く正会員の声を反映する場とする。

(改正案)

運営会議運営規則

(平成21年4月21日理事会承認)

(構成)

第1条 運営会議は、会長、副会長、各委員会委員長、専務理事および運営委員をもって構成する。運営委員は10名以内とする。

(選任)

第2条 運営委員は、理事会において選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第3条 運営委員の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された運営委員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

2 運営委員は、再任させることができる。

3 運営委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(機能)

第4条 運営会議は、協会活動全般にわたって、幅広く正会員の意見を反映するために、理事会に意見の具申を行うとともに、理事会の諮問に応えるものとする。

(議長)

第5条 運営会議に議長をおき、会長がこれにあたる。会長に事故あるとき又は会長がかけたときは、理事会があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。

(開催)

第6条 運営会議は、年に2回開催するものとする。

2 必要があるときは、臨時に開催することができる。

(招集)

第7条 運営会議は、運営会議議長が招集する。

(議事録)

第8条 議事録は、事務局が管理するものとする。

(附則)

1. この規則は、平成21年4月21日から施行する。

《委員会》

現行の第1条委員会の〈別表1〉は規則には載せない旨説明があり、全員一致で了承された。

(改正案) 委員会の設置、運営規則

(平成21年4月21日理事会承認)

協会事業の円滑な遂行を図るため、定款第41条により委員会等の運営規則を次のとおり定める。

第1章 委員会

(設置)

第1条 会務の遂行及び特定事項の調査研究等のため、理事会に諮って委員会を置くことができる。

2 委員会の業務について、さらに専門事項ごとに調査研究等（以下「特命事項」という。）を行う必要があるときは、部会を置くことができる。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員を持って構成する。

2 必要に応じて、委員会に副委員長をおくことができる。

(選任)

第3条 委員長は、正会員理事の中から理事会において選任し、会長が委嘱する。

2 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会に諮って選任し、会長が委嘱する。

(業務)

第4条 委員会の業務は、委員長が理事会の承認を得て定める。

(開催及び招集)

第5条 委員長は、随時委員会を招集し、主催する。

(報告)

第6条 委員長は、委員会審議事項を随時理事会に報告するものとする。

第2章 部会

(設置及び構成)

第7条 第1条第2項に定める部会を置く必要があるときは、理事会に諮って設置するものとする。

2 部会には部会長を置く。

3 必要に応じて、副部会長を置くことができる。

4 必要に応じて、幹事会を置くことができる。

(選任)

第8条 部会長は、委員長が推薦し、理事会において選任し、会長が委嘱する。

2 部会委員は、部会長の推薦によって、会長が委嘱する。

3 幹事会の幹事は、部会委員の推薦により部会で決定し、会長が委嘱する。幹事のうち1名は代表幹事とする。

(開催及び招集)

第9条 部会長は、随時部会を招集し、主催する。

(報告)

第10条 部会長は特命事項について審議、執行等が終了したときは、直ちに委員長に報告するものとする。

第3章 その他

(任期)

第11条 第1条に定める委員会委員の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第12条 第7条に定める部会の委員の任期は、特命事項の目的を達成するまでの期間とする。

(附則)

1. この規則は、平成21年4月21日から施行する。

6. 各委員会報告について

平成 20 年度は、平成 19 年度に設置した各委員会・各部会の体制の維持、継続的に活動を推進、更に平成 21 年度の活動方針について各々の委員長より説明があった。

総会資料の補足資料(平成 20 年度の活動状況及び平成 21 年度の活動方針)を元に各委員長より説明があった。

(1) 総務企画委員会

佐藤委員長より、『平成 20 年度 委員会・部会活動経過』の説明及び平成 21 年度の予定・新体制について説明があった。

1) 協会組織検討部会

①ビジョン分科会・・・・・・・・・・「(社)都市計画コンサルタント協会の将来ビジョン(仮)」の策定

②会員資格・倫理検討部会・・・当協会会員の倫理規定等について検討・提案

③組織強化分科会・・・・・・・・・・会員・小規模コンサルタントの入会促進対策等

2) 都市計画業務のあり方検討部会

「都市計画業務の発注ガイドライン」の普及・啓発活動の推進、(財)都市計画協会との連携によりプロポーザル方式の発注の支援体制等検討・推進

3) 新法人移行検討部会

新法人移行に向けての方向性の検討・提案(協会会員へ意向調査アンケート実施。)

4) 対外活動部会

・国土交通省との意見交換・・・継続実施

・地方公共団体都市計画部局との連携・交流

・関連団体との連携・交流

} 検討予定

(2) 情報委員会

荒川委員長より、情報委員会の経過及び今後の予定について説明があった。

1) 広報部会

対外情報発信・アピール等の強化戦略及び具体策について検討

ホームページのシステム再構築・コンテンツ拡充等検討実施

2) 会員サービス部会

会員向け情報提供・メリットの強化策について検討

2009 年度版会員名簿の早期発行(ホームページ上でのキーワード検索システム導入も検討)

3) 対外サービス部会

地方公共団体向けの情報発信(ホームページ、メールの活用)及び支援策の検討

大学、民間企業、まちづくり関係団体との情報受発信強化策の検討

4) 協会ニュース編集部会

ニュースの定期的発行に向け、企画編集を推進中

(3) 技術委員会

村田委員長より、技術委員会の経過及び今後の予定について説明があった。

部会新設、活動内容の変更に対応し体制強化を図る。

1) 資格制度等検討部会

部会新設に伴い、今後、総務企画委員会との連携・協力し、活動を行う。

2) 都市懇サロン運営部会

各方面で活躍している方々をお迎えして開催の従来原則に戻すことを検討予定。

3) セミナー・講習会運営部会

会員企業の業務形態の相互理解を目的とし、会員企業から講師をお迎えするサロンを

「(仮)実務者サロン」として移管運営することを検討し実施予定。

4) まちづくり技術交流部会

まちづくり技術交流会、まちづくり技術交流会関西部会(関西担当の特任理事等を決

めて、活動体制の強化を図る)、都市計画に係る中堅・若手技術者交流会の企画・運営。

《今後のスケジュール》

○平成 21 年 05 月 29 日(金) 平成 21 年度 通常総会

10 時から 通常総会

11 時から 記念講演 国土交通大臣官房審議官 石井喜三朗氏

12 時から 懇親会

○平成 21 年 06 月 10 日(水) 第 3 回理事会

14 時から (社)都市計画コンサルタント協会 会議室

以上